

やわたはま

議会だより

発行

八幡浜市議会

編集

議会だより編集委員会

平成18年8月1日

vol.6



旧白石和太郎洋館のライトアップ

6月定例会

平成18年6月八幡浜市議会定例会は、6月12日に開会し、16日間の会期で6月27日に閉会しました。

この定例会において、市長提出の予算案4件、条例案11件、同意案2件、報告9件、その他2件と、議会から3件、計31件が上程され、可決されました。

一般質問

今定例会では、5人の議員が一般質問に立ち、障害者自立支援、ちびっこ広場等の遊具、地区公民館にシュレッダーを、市長の政治姿勢、自立支援法・介護保険法の見直し等によるサービス低下への対応、放課後児童クラブの拡充、排水路の整備、使用済み天ぷら油のリサイクル、八西地域中核病院としての役割と今後のビジョン、税金を投入した公共工事の竣工記念碑に自治体首長の名前を刻んで功績を顕彰することの是非、エセ同和行為の排除、議員の各種審議会・協議会委員等への任命見直し、八西CATV議会中継の改善、公共事業の早期発注について、市長はじめ関係理事者の考え方をいただきました。その主な質問、答弁の要旨を掲載いたします。

一般質問者

上 脇 和 代
遠 藤 素 子
魚 崎 清 則
井 上 和 浩
宇 都 宮 富 夫

(発言順)

(注)掲載した順序と一般質問者発言順は一致しません。

障害者自立支援

問 はまっこ共同作業所は親の会によって立ち上げられ

運営されているが、運営について危機感を感じておられる。法人化し、安定した運営ができるまで、財政的な面も含め行政の支援が必要だと思いませんか。

答 障害者自立支援法により、

はまっこ共同作業所等の無認可の小規模作業所は地域

活動支援センター事業へ移行することになるが、運営については法人格の取得が条件となっている。市としても、法人格の取得の必要性を強く感じており、はまっこ共同作業所と協議をしているが、今後とも法人格取得に向かい支援をしてまいりたいと考えている。

財政的支援については、現状の運営補助の部分のみを考えており、自立支援法の関係、施行に関して特別な支援は考えていない。

問

消防法の改正により住宅用火災報知器の設置が義務付けられ、すべての寝室に設置すること、寝室が2階にある場合は階段にもつけなければならなくなっている。障害者支援の一助として、障害者の安全のため、警報器の支給をしてはどうか。

答

障害者制度の中で火災報知器の給付については、日常生活用具給付事業があり、基準額の範囲内で障害及び程度によって給付ができる制度になっている。対象者については、身体障害者の場合は身体障害者手帳の2級以上の方、また知的障害者の場合は障害の程度が重度、または最重度の判

定を受けた方である。いずれの場合も、火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害者ということで給付要件が整った場合であり、自己負担については、現時点では世帯の課税状況により応能負担をさせていただいているが、今回の自立支援法の制度改正により、10月以降については応能負担から1割負担に変わるのではないかと思われる。



火災報知器

国民健康保険税の引き上げ

問

市民の要望の中で最も強いものの一つに、国保税を引き下げてほしいということがある。せめて他市並みに、一般会計から繰り入れてでも今は値上げを止めるべきだと思いませんか。

答

国保の保険給付に要する費用については、原則、公

費50%、保険税50%負担となっているが、国民健康保険の被保険者には低所得層が多いこと、地域の病院ベッド数が多いことによる医療費の増加等、保険者の責めに帰すことができない特別の事情があることにより、各市町村においては一定のルールに基づいたもの及びそれ以外の各市町村の事情で一般会計から繰り入れられているものがある。当市においても保険税軽減に対する保険基金安定分、一部事務費、財政安定支援分等ルールに基づいたもののほか、ルール外の分として国の交付金が減額措置される費用分については繰り入れが行われている。一般会計からの繰り入れの考え方は種々あるかと思われるが、一般会計においても三位一体改革等により財政状況が大変厳しいことから、現状では更なる繰り入れは困難と考えている。

排水路の整備

問

保内町では区全体で一斉消毒の際、あわせて排水路の清掃を行い、みずからの環境はみずから守るとい

問 市民から自宅近くの溝を暗渠にしてほしいとの要望があるが、基準はあるのか。市道川之石喜須来線において、生徒の通学路と相まって車の往来もあり、接触、脱輪などの事故もあり市道拡幅が待たれる箇所であるが、暗渠化の計画はどうか。

答 市内にはまだ悪臭の発生する水路が存在しており、この悪臭を消す一つの方法として、環境浄化微生物えひめA1-1菌を利用している。旧保内町地域については、環境美化運動として5月から11月にかけて河川の草刈り、排水路の清掃、生活道の清掃等協力いただいております。市としても5月から6月にかけて衛生消毒としての薬剤の配布をはじめ、年間を通じて美化活動のためのごみ袋の配布等現物支給を行っている。今後も公衆衛生上特段に必要なもの並びに区及び地域住民に対しての施策については継続していききたいと考えている。



排水路

大きな理由により実施を控えているのが現状である。第1に、現状の水路断面の確保が必要な場合である。何十年に一度の大雨に対しても流水断面は確保すべきであり、暗渠化することによって流水能力が低下することは間違いなく、もしもの場合、水路上流部に滞水、浸水を起す原因と考えられる。第2には、水路の維持管理が容易にできる。常に目視で確認できるといふことで、暗渠化すると、水路の清掃にも余分な費用がかかる。小さな不良箇所も見落としがちになり、大きな流下物も水路根詰まりの原因となるため、水路機能に大きな影響を与える場合がある。川之石高校裏の市道川之石喜須来線の部分的な水路暗渠化については昨年来の

案件であり、現在調査及び工法検討中であるが、先ほどの2点の問題がクリアでき次第予算化し、工事に着手したいと考えている。

八西地域中核病院としての役割と今後のビジョン

問 17年5月より病院では一部オーダリングシステムが導入され、待ち時間の解消など患者サービスの向上とMRI導入により高度医療の提供などに改善努力されているが、引き続き患者さんから信頼され選ばれる病院づくりの具体的な取り組みについて聞きたい。

答 当院は70年以上にわたり八幡浜市を中心とした八西地域の中核病院として、その時代時代の要請に応え、地域の医療機関と協力、連携を図りながら、急速に進歩していく医学、医療を市民の疾病予防、治療に応用し、健康増進、疾病予防及び安全で良質な医療の提供に寄与してきている。これらの責務を時代に即応した形で持続的に果たせるよう、病院の基本理念として、医療の質の向上、医療サービスの向上、経営の効率化の3本柱を掲げ、目標の達成

に向け誠心誠意努力している。ハード面では医療の質の向上対策として、昨年更新したMRIの導入に続き、今年度は血管連続撮影システムの整備など高度医療機器の導入を計画している。ソフト面では、患者と医療提供者との相互信頼関係の構築が最も重要であり、この信頼関係が無ければ、市立病院としての役割、使命、存在意義がなくなるものと考えている。従来の医療提供側からの一方的医療提供の脱却を図る必要があり、患者側でも医療のあり方、医療制度を理解する努力が必要であり、その啓発には病院としての努力と個々の医療従事者も医療提供を通して努力の姿勢を示すことが必要であると考えている。今回、患者側への啓発と職員全体への周知を図る



MR I

ため、病院玄関へ病院の理念と基本姿勢、患者様の権利、お願いをあわせて掲示し、病院職員のあるべき姿勢を公表し、患者側と病院職員の双方の共有意識としてさらなる意識改革を実践し、市民に信頼され、頼られる基幹病院となるよう努力してまいりたい。

問 病院機能評価機構は発足から10年を経過しており、全国的に受審の順番待ちである。市立病院においても事前準備を進めているとの答弁が前回あったが、その後の取り組みについて伺いたい。

答 財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の受審については、平成16年から院内に受審に向けての委員会を設け、現状分析、問題点の洗い出し及び改善に努めてきた。評価を受けるに当たり、まず自己評価を行ってから訪問審査を受けるという審査の過程を経ることにより現状での問題点が把握できると共に、改善への方向性が明示され、より質の高いサービスが提供されるようになってくるが、現状ではクリアできていない問題点を残していることから機能評価認定が得

られる状況にはないが、受審に当たっての自己評価で把握された問題点のうち、カルテの一元管理による他の診療科の検査、投薬情報の共有、再来受付機導入、予約診療の拡充による待ち時間の短縮、医療相談を受けるために医療情報管理室設置等の改善が図られており、受審に向けた問題改善が一定の成果を上げているものと考えている。昨年度は機能評価改善の一つである医事会計システムの更新、カルテ一元化等の作業に追われ、受審に向けて病院を挙げての取り組みを中断していたが、今年度再度受審に向けて準備を整え、早い時期に受審できるよう努めるとともに、病院の機能向上に取り組んでまいりたい。

えせ同和行為の排除

問 えせ同和行為とは、同和

問題の解決は国民的課題であるなどの大義名分を口実に、同和問題の解決に努力しているように見せかけ、利権を求め私腹を肥やす行為である。このような行為は、同和問題の解決を遅らせるだけでなく、差別撤廃、

人権確立に真摯に取り組む多くの人々の努力を裏切る極めて悪質で許しがたい行為でもある。えせ同和行為の排除に関する認識と対応について見解を尋ねたい。

答 えせ同和団体は同和問題

解決のため利権をあさる集団であり、世間一般の差別意識につけ込み不当な要求を求めるもので、つけ込まれた側にも問題がある。企業、団体が部落問題の正しい認識の欠如によりその場しのぎの対応が傷口を大きくし、不当な要求に屈したものであると考えている。えせ同和行為排除の方策については、一つ目は不当な要求は毅然たる態度で拒否する。二つ目として、具体的な要求を受けた場合は、警察、暴力追放運動推進センターまたは法務局へ相談し、指示を仰ぎ行動する。最後に、窓口担当者に対応を任せきりにするのではなく、組織全体の問題として対応していかなければならないと考えている。

ちびっこ広場の遊具

問 昨年12月議会において1

千113万4千円の予算を



遊具

計上し、ちびっこ広場の遊具を一斉点検され、今年2月には遊具の修繕、撤去がなされたと聞いているが、点検の結果と遊具撤去後の補充について伺いたい。

答 平成17年度に実施した遊具の一斉点検については、

旧八幡浜地域33箇所、旧保内地域31箇所、計64箇所のちびっこ広場、児童遊園のうち、51箇所での216アイテムについて点検を行い、47アイテムを修繕し、52アイテムを撤去した。撤去後の補充については、地元からの要望及び利用状況等を総合的に判断し、検討してまいりたい。

介護保険法の見直し、障害者自立支援法によるサービス低下

問 介護保険法の見直しに関

し80歳代の高齢の方は、介護保険でベッドを借りており、ベッドの支えがあるから起き上がることができ、10月からこのベッドを取り上げられると困っておられる。以前、介護保険制度の見直しでサービスが低下するのではないかとこの質問に対し、低下はないといった旨の答弁であったが、このような実態をどう把握し対応するのか。

答 今回の制度の見直しの一つとして、介護予防、自立支援の強化を目指している。

これはできる限り要介護状態にならないようにする、要介護状態にあってもそれ以上に悪化しないように取り組むものである。福祉用具の貸与については、軽度者への自立支援に十分な効果を上げる観点から、今回の見直しで一定の例外となるものを除き保険給付の対象としないこととなった。例外となるものの範囲は、特殊寝台及び付属品の場合は日常的に起き上がり寝返りが困難な者、車いす及び備品の場合は日常歩行が困難な者である。

市としての対応については、理学療法士、福祉用具専門相談員、介護支援専門員などから成る福祉用具検

討委員会を立ち上げ、事例検討を重ね、暮らし方のコツや特殊寝台、車いすなどの福祉用具の代替用品などの情報を提供しながら、その方に合った自立した生活を送れるよう支援していきたいと考えている。

障害者自立支援法に関し、授産施設に通っている40歳

代の女性は、これまで施設で働いて工賃収入が2万5千円だったが、施設の利用が応益負担になり3万7千200円を支払わなければならなくなり、その額は収入を超えている。余りに無慈悲ではないかという声を聞くが。

答 今年度より施行された障

害者自立支援法の基準により、本年4月から利用者の負担額の決定をしている。3万7千200円という金額は1ヶ月の1割負担の上限額であり、いきいきプチファーム等の知的障害者授産施設、通所小規模の場合については、1ヶ月の利用が23日と最大に見積もっても、利用者の負担は2万838円が最高となる。1ヶ月の上限額の決定については申請をしていた利用者が同一世帯の課税状況、利用者及び生計中心者

の収入や資産などによって
制度上決定している。

また、決定された利用者
負担額が、世帯の生計が當
めない状況になるように圧
迫するような場合には減額
できる制度もあり、決定時
において窓口にて相談を受
けるような体制にしている。

自立支援法での当該施設の
考え方として、授産施設と
いうのは就労が困難な障害
者の方が就労に結びつくま
での職能訓練、生活訓練を
行う、福祉制度にのっとり
た施設であり、就労場所で
はなく、障害者福祉サービ
スとしての位置付けとなっ
ている。市としては、現段
階では制度以外の減額補助
については考えておらず、
今後とも障害者自立支援法に
のっとりた基準で運営を行っ
ていきたいと考えている。

工事竣工記念碑 等の是非

問 公共事業の完成を記念し

て市内でも県知事、市長、
町長を顕彰する大きな石碑
を見かけるが、このような
石碑は不要であると考えら
れる。御所見を伺いたい。

答 当市においても大きな事
業の場合には慣例的に記念



碑が建立されており、その
碑に市長の名前を刻んでい
るものも多数ある。この記
念碑については事業を後世
に伝え顕彰するという意味
合いがあり、事業に関係さ
れた方々のご希望であった
と推察される。従来は慣例
として対応してきたが、公
共事業についてはその必要
性は見直す必要があると考
えているが、地元で建てら
れた場合は、こちらが指図
することはできないため、
今後は状況に応じて検討し
てまいりたい。

地区公民館に シュレッダーの 設置を

問 個人情報保護法が制定さ

れ、高度情報社会の進展に
伴い個人情報の利用が著し
く拡大していることから、
法律により国及び地方公共

団体の責務等を明らかにす
るとともに、個人情報を取
り扱う事業者においてはか
たく守ることを義務付けら
れている。市の出先機関で
あるすべての公民館にシュ
レッダーを設置すべきであ
ると思うがどうか。

答 公民館設備の整備につい

ては、各公民館からの要求
事項と政策的な事項を考慮
して行っている。平成18年
度において個人情報保護条
例が4月1日から施行され
るため、中央公民館を含め
すべての地区公民館にシュ
レッダーの整備と各地区公
民館からの公民館活動に必
要な備品について予算要求
を行っているが、財政状況
が厳しい中、すべての要求
事項に 대응することができな
いため、結果として公民館
活動備品を優先し、シュレ
ッター整備については先送り
となっている。次年度以降
に一括または数年に分けて
の整備を図っていききたいと
考えている。

放課後児童クラブ

問 5年前には旧図書館跡の

児童クラブが市内で唯一の
児童クラブであったが、そ

の後小学校低学年の児童を
持つ若い親御さんの要望や
国の後押し、理事者の努力
のおかげで次々と新設され、
現在では5箇所になった。
これまで実施してきた放課
後児童クラブについて、ど
う評価しているか。それぞ
れの地域の方々からどのよ
うに評価されているか。

答 まず、平成17年度の各児

童クラブの利用実績は、八
幡浜児童クラブが291日
の開設で2千12名、1日平
均で6・9人、神山児童ク
ラブが4千979名で、1
日平均17・1人、千丈児童
クラブが3千305名で、
1日平均11・4人となっ
ている。八幡浜児童クラブに
ついては場所的な問題や施
設の老朽化により利用者が
若干少ないが、神山児童ク



児童クラブ

ラブについては在籍児童数
が20名を超えるような月も
あり、各児童クラブともお
おむね良好な利用状況と評
価をしている。地域の方々
からの評価については特段
の調査をしていないが、苦
情等を聞いていないためそ
れなりの評価をしていただ
いと評価している。

問 松蔭と宮内校区への設置

計画は予定通り進んでいる
のか。また、これまでの実
績や問題点を踏まえ、今後
放課後児童クラブをどのよ
うに育てていこうとしてい
るのか。

答 平成18年度建設を予定し

ている松蔭小学校と宮内小
学校の設置については、教
育委員会の理解のもと、5
月に設計担当者とともにそ
れぞれの学校を訪問し、建
設場所等について打ち合わ
せを行ったところである。

今後は、9月に建設工事
費を、12月に備品購入費を
予算計上する予定で準備を
進めており、計画通り19年
4月からの開設という運び
になるよう事務事業を進め
てまいりたい。また、今後
とも少子化対策、次世代育
成支援の観点からも放課後
児童クラブの拡充に努めて
まいりたいと考えている。

委員会のページ

今定例会に提出される3常任委員会と特別委員会に付託された議案23件についての審査が行われました。その主な内容は次のとおりです。

総務

▼国民健康保険税条例の一部を改正

問 県下で一番高い保険税を更に6・1%引き上げると、支払えない人が増え滞納額が増えることになりかねず、7千円か8千円の繰り入れで引き上げなくてはなりません。この際、そうすべきであると考えます。

答 国保税を滞納し、医者にかけりにくい状態では病気が進行し、結果的に医療費が高くなるというふうな悪循環に陥る危険性が非常に強いと思うがどうか。

答 一般会計から一時的に繰り入れをしたとしても、医療費の今後の見直しとして年々上がると見込んでおり、当然、次の段階でどうするかという問題が出てくるため、現時点では困難である

と考える。

悪循環に陥る危険性については、国保加入者の方に健康診断を受けていただき早期発見に努めていただくということ、国の医療制度改革の中にも謳っており、検診を受けるだけでなく後のフォローについても考えていきたい。

滞納額については、平成15年度の引き上げの際には徴収率が下がっているが、今回の値上げは、平成17年度決算額の一人当たり調定額と平成18年度引き上げ案で試算した一人当たり調定額ではほとんど変わらないため、徴収率にはさしたる影響は無いと考えている。



民生文教

▼一般会計補正予算

(日土小学校校舎改修(改築)に伴う現況調査・基本設計委託料)

問 文化財及び災害対策の両面にわたった調査・設計を基本として提案されているが、今後のスケジュール等はどのように進められるのか。

答 補助金の採択や文化財登録の関係等、クリアしなければならぬ課題も多くあり、また、現況調査の内容が決まり次第スケジュールが決定するため、現時点では具体的に申し上げることはできない。ただし、現況調査については今年度中に実施し終了したいと考えている。

問 日土小学校に関する一連の動きを見ると、文化的価値についてのみが検討され、肝心の児童や教育現場の声に対する議論が欠落しているのではないかと思うが。

答 確かに保護者に対しては、協賛の希望といったことは詳細に調査していないので、これからその努力をしていきたい



日土小学校

と考えている。しかし、建築家の中においても日土小学校は、豊かな自然環境を背景とした木造校舎として注目をされている現状にもある。

問 今回基本設計委託料が計上されているが、将来における日土東小学校との統廃合は消えたという認識でよいのか。

答 今回の委託料には、地元関係者とその協賛を進める会議費も含まれており、消えたという認識はしていない。なお、現在の児童数は、日土小学校が60名、日土東小学校が23名となっており、平成29年にはそれぞれ42名と6名になることが予測されている。当然、統廃合については、検討しなければならぬ時期にきているが、行政の押し付けではなく、

地元の意思を尊重し、慎重に取り組んでいきたいと考えている。

◎ 委員から、21世紀の教育環境をどのように与えるかが重要であり、地元の意見をしっかりと聞いた上で、環境調査・基本調査を行い、設計に入っていただきたい。との要望もあった。

産業建設

▼一般会計補正予算

(園芸山地再編整備事業)

問 今回、園内作業道の整備についての予算が計上されているが、八幡浜市の農地の現状を考えると急傾斜地が多く、園内作業道を導入可能な場所は限られていて、ほとんどモノラックでの機動により省力化しているのが現状である。基盤整備を進める上で、農家の方々の要望は実際にはどうなっているのか。

答 急傾斜地においてモノラックは非常に有効であるため、過去、いろんな補助事業により導入を図ってきた。しかし、老朽化に伴い、更新という形の要望が多くなってきた。しかし、基本

的には補助事業の更新は補助対象と認められていない。また、収穫時期に使用が集中するため、使い勝手が悪いということ、個人のものが欲しいという要望になって、補助事業で取り組めない状況である。現在、県、農協を通じて、より良い方法を検討している。

▼「八幡浜港緑地護岸築造工事請負契約の締結について」の議決変更

問 入札減少金が生じて、工事変更により追加工事を行うのは、契約規則上どういう事由にあたるのか。契約変更をするに当たっては、法的な根拠を説明すべきではないか。

答 この工事は海事の特殊な地盤改良工事であり、特殊



地盤改良船

な地盤改良船を使用しており、新たな契約となれば費用増大や、補助事業であることを考慮し、また、契約の同一性を失わない範囲の契約であると判断している。その場合は設計変更が妥当であると考えている。

公共下水道
特別委員会

▼八幡浜市公共下水道八幡浜浄化センターの建設(改築)工事委託に関する協定

問 随意契約を選択した理由は何か。

答 今回の改築工事は、施設の老朽化に伴う工事であり、工事の設計、監督管理について必要となる土木、建築、機械、電気、水質など多くの専門技術者を、小さな自治体である八幡浜市で揃えることは困難であるため、浄化センターを全国的に手掛け、技術のノウハウを十分持ち、管理体制が充実している下水道事業団と随意契約を結ぶことにより、円滑に工事が進められると総合的に判断した。

問 公共団体の契約は公正公平である必要があり、下水道事業団以外にも下水道の

管理、事業に対応可能な企業は存在することから、機会均等、経済性を考慮すれば、競争入札にすべきではないか。また、八幡浜市契約規則にも今回の随意契約は該当しないのではないか。

答 価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約性質的に照らし、又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては、当該普通公共団体の利益の増進につながる合理的に判断される場合は随意契約でも可という判例の一部等から判断した。

◎ 委員から、今、国でも随意契約から競争入札に移行している流れがあり、スタッフの不足についても大手企業なら、それを補うことは十分可能である。競争入札により、公正公明な契約を地方自治体では考えるべきである。今後、契約のあり方は是非を考えていただきたい。との要望があった。

八幡浜市公共下水道特別委員会
委員長報告(原文掲載)

八幡浜市公共下水道特別委員会の報告をいたします。

当特別委員会は、9月市議会臨時会において設置され、以後6回にわたり委員会を開催し、八幡浜市公共下水道について、調査、研究してまいりましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会においては、受益者負担金、下水道使用料、今後の事業計画の3点について、を主に調査研究をいたしてまいりました。

受益者負担金と下水道使用料につきましては、12月定例会において中間報告で申し上げますとおりであり、同定例会におきまして、それぞれ、条例の一部を改正する案件が可決された次第でございます。

次に、今後の事業計画についてでございますが、委員会としては、第三期事業計画については、財政面及び地域住民の要望を最大限に考慮し、戸別合併処理浄化槽への切り替えを含めた、全体事業計画の見直しを早急に行うことを強

く要望いたします。

なお、委員会の中で、再三にわたり経費削減に努めるよう提言をいたしてまいりましたが、今、定例会の委員会において、理事者より、保内浄化センター上部利用計画を休止するとの報告を受けました。今後も引き続き、経費削減に努めるよう要望いたします。

なお、ご了承をいただければ、本報告をもって八幡浜市公共下水道特別委員会の使命を終了し、委員会を解散したいと考えていますので、議長においてお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

以上で八幡浜市公共下水道特別委員会の報告といたします。



保内浄化センター

6月定例会で決まった主なこと

- ◎専決処分の報告（八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定）
- ◎専決処分の報告（八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- ◎専決処分の報告（八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）
- ◎専決処分の報告（市立八幡浜総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定）
- ◎専決処分の報告（八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定）
- ◎専決処分の報告（八幡浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- ◎専決処分の報告（平成17年度八幡浜市一般会計補正予算（第7号））
- ◎「八幡浜港緑地護岸築造工事請負契約の締結について」の議決変更
- ◎八幡浜市公共下水道八幡浜浄化センターの建設（改築）工事委託に関する協定
- ◎八幡浜市課設置条例の一部を改正する条例の制定
危機管理室を設置
- ◎八幡浜市国民保護協議会条例及び八幡浜市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定
- ◎八幡浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
- ◎八幡浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
- ◎八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- ◎八幡浜市及び保内町の廃置分合に伴う八幡浜市国民健康保険税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ◎八幡浜市特定農山村振興基金条例を廃止する条例の制定
- ◎八幡浜市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定
- ◎八幡浜市寝たきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定
- ◎八幡浜市農林事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定
- ◎平成18年度八幡浜市一般会計補正予算（第1号）
2億7千294万8千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億67億4千474万4千円とする
- ◎平成18年度八幡浜市老人保健特別会計補正予算（第1号）
300万1千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ57億1千761万5千円とする
- ◎平成18年度八幡浜市小規模下水道事業特別会計補正予算（第1号）
87万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2千871万8千円とする
- ◎平成18年度八幡浜市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
780万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2千939万1千円とする
- ◎教育委員会委員の任命
國分美由紀氏（新任）
- ◎教育委員会委員の任命
- ◎教育委員会委員の任命

- 井上守氏（再任）
- ◎八幡浜市消防団条例等の一部を改正する条例の制定
- ◎八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
- ◎道路特定財源制度に関する意見書の提出
- ◎伊方原子力発電所プルサーマルに係る特別委員会の設置
委員長 都築 且
副委員長 上田 浩志
委員 議長を除く 全議員

議会日誌

- 5月16日～19日
総務委員会行政視察
（沖縄県那覇市・糸満市）
- 5月23日
総務委員会協議会開催
- 6月5日
議会運営委員会開催
- 4月14日
愛媛県市議会議長会春季定期総会に出席（今治市）
- 5月9日
四国市議会議長会定期総会に出席（徳島市）
- 5月10日
山形県村山市議会より視察
- 5月11日
全国自治体病院経営都市議会協議会定期総会に出席（東京都）
- 5月12日
愛媛県離島振興協議会定期総会に出席（松山市）

庶務関係

議会を傍聴しませんか

次の定例会は9月に開かれます。傍聴席は市役所7階にあり、52席用意されております。傍聴席入口には、受付簿を置いてありますので、氏名・住所をご記入のうえ、傍聴してください。

編集後記

「議会だより」第6号をお届けします。ゆっくり目を通してください。「議会だより」について、ご意見をお願いします。

☎ 22-3111

5月24日～26日
全国市議会議長会定期総会に出席（東京都）

6月4日
伊方原子力発電所プルサーマルシンポジウムに出席